

けやき台自治会班別茶話会の実施に関する規則

平成25年4月1日

規則第 13 号

(目的)

第1条 この規則は、ご近所同士のコミュニティづくりのための茶話会の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施の単位等)

第2条 茶話会はけやき台自治会の班単位で、班長及び副班長が世話役となって、自治会員を対象に実施するものとする。

2. 茶話会の開催通知は、班内のすべての自治会員及び当該班が属する地区の地区委員長に文書をもって通知するものとする。
3. 茶話会の実施にあたり、班長は自治会役員の参加を求めることができる。

(費用助成)

第3条 開催にかかる費用については、自治会の予算の範囲内で、かつ参加者一人当たり200円を限度に助成する。

2. けやき台コミュニティハウスで開催する場合、会場使用料は全額免除する。

(手続き)

第4条 茶話会を開催しようとする班の班長は、けやき台自治会事務局長に開催通知の写しを添えて、班別茶話会実施計画書(様式一茶第1号)を提出し、前条に規定する助成金の概算予定額を報告するものとする。

2. 茶話会を実施した班の班長は、班別茶話会実施報告書(様式一茶第2号)をけやき台自治会事務局長に提出し、助成金の受領を行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、自治会役員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。